



## サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けられた方へ

### 登録後に行っていただくこと

#### ■登録どおりの建築

登録した図面のとおりに住宅を建築してください。

少しでも変更がある場合は、必ず事前に住宅政策課に相談してください。

登録どおりに建築しない場合、改善を求めることがあります。また、従わない場合は登録を取り消すことがあります。

#### ■書類の保管

登録通知書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

登録申請書一式は更新等に必要となりますので、大切に保管してください。

#### ■入居開始の報告

入居開始日が決定した場合は、開始日の1ヵ月前までに、住宅政策課に御連絡ください。

登録している入居開始時期から変更がない場合でもご連絡をお願いします。

#### ■入居者への説明

高齢者住まい法第17条の規定により、登録事業者は住宅に入居しようとする者に対して、登録事項等について書面又は電磁的方法を用いて説明しなければなりません。サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムに登録した内容をもとに、入居者への説明を必ず行っていただくようお願いいたします。

#### ■登録の更新

高齢者住まい法第5条第2項の規定により、登録は5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。登録満了日の3ヵ月前を目安に更新の申請を行ってください。

### 必要な手続き

#### ■変更(法第9条)

登録申請書及び添付書類に変更があった場合は、その日から30日以内に変更届出書を提出する必要があります。

※設備に関する変更の場合は、事前に住宅政策課に御相談ください。

※サービス内容、費用、契約に関する変更の場合は、事前に介護保険課に御相談ください。

■地位の承継(法第11条)

地位の承継をした場合、その承継の日から30日以内に、地位の承継届出書を提出する必要があります。

※事前に住宅政策課に御相談ください。

■廃業等の届出(法第12条)

登録事業の廃止等をする場合は、その日の30日前までに廃業届出書を提出する必要があります。

※事前に住宅政策課に御相談ください。

ご協力いただきたいこと

■定期報告

毎年7月1日現在の住宅の現況について、市に報告する必要があります。

毎年6月中旬ごろに御依頼しますので、御協力ください。

■立入検査

登録住宅及び登録更新住宅の立入検査を実施しますので御協力ください。

お問い合わせ先

■申請・設備に関すること

さいたま市役所 建設局 建築部 住宅政策課

電話番号 048-829-1520 ファックス 048-829-1982

■サービス・契約に関すること

さいたま市役所 保健福祉局 長寿応援部 介護保険課

電話番号 048-829-1265 ファックス 048-829-1981



さいたま市 PR キャラクター